

各 警 察 情 報 通 信 部 長
各府県（方面）情報通信部長
警視庁のサイバーセキュリティ総括責任者
警視庁特殊詐欺対策本部長
警 視 庁 刑 事 部 長
警視庁組織犯罪対策部長
警 視 庁 生 活 安 全 部 長
各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）

庁 内 各 局 部 課 長
各附属機関のサイバーセキュリティ総括責任者
警察大学校各教養部長
各管区警察局的サイバーセキュリティ総括責任者
各管区警察局情報通信部長
四国警察支局情報通信部長
各管区警察局広域調整部長
関東管区警察局サイバー特別捜査部長

殿

原義保存期間	1 年（令和 9 年 3 月 31 日まで）
有効期間	二種（令和 9 年 3 月 31 日まで）

警察庁丁組二発第 175 号、丁生企発第 315 号
丁人少発第 848 号、丁生経発第 73 号
丁サ企発第 87 号、丁サ捜発第 717 号
丁情解発第 175 号

令 和 7 年 5 月 1 6 日
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部
組 織 犯 罪 対 策 第 二 課 長
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁生活安全局人身安全・少年課長
警察庁生活安全局生活経済対策管理官
警察庁サイバー警察局サイバー企画課長
警察庁サイバー警察局サイバー捜査課長
警察庁サイバー警察局情報技術解析課長

「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」を踏まえた各種対策の推進について（通達）

特殊詐欺、SNS 型投資・ロマンス詐欺及びフィッシングへの対策については、令和 6 年 6 月 18 日に開催された犯罪対策閣僚会議において策定された、「国民を詐欺から守るための総合対策」（以下「総合対策」という。）及び令和 6 年 12 月 17 日に決定された「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」（以下「緊急対策」という。）に基づき、各種の取組を推進してきたところであるが、令和 6 年の特殊詐欺の被害額が約 722 億円に達し、過去最悪となり、SNS 型投資・ロマンス詐欺の被害額も令和 5 年の被害額の約 3 倍となる 1268 億円に達するなど極めて憂慮すべき状況にあり、ID・パスワード等を不正に入手し、不正送金等を行うフィッシングによる被害も拡大していることを踏まえ、今般、犯罪対策閣僚会議において、総合対策と緊急対策を統合する形で「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（以下「総合対策 2.0」という。）が策定され、政府を挙げた詐欺等に対する取組を抜本的に強化することとされた。

総合対策 2.0 に盛り込まれた各都道府県警察等において実施すべき施策については、以下のとおり取組を推進されたい。

記

- 1 特殊詐欺、SNS 型投資・ロマンス詐欺及びフィッシング対策に関する施策の推進に係る基本的な考え方

総合対策 2.0 に盛り込まれた各都道府県警察において実施すべき施策のうち、一部については、既に「今後の特殊詐欺対策及びSNS型投資・ロマンス詐欺対策の重点取組事項について（通達）」（令和7年3月28日付け警察庁丁組二発第118号ほか）（以下「重点取組事項通達」という。）又は「令和7年度におけるフィッシング等を手口とするインターネットバンキングに係る不正送金事犯の取締り及び被害防止対策の推進について（通達）」（令和7年4月1日付け警察庁丁サ企発第49号ほか）（以下「フィッシング等対策通達」という。）をはじめとする関係通達（以下、「関係通達」という。）によって示達している取組と同趣旨であることから、引き続きそれらに基づいて取組を推進し、関係通達において示達されていない項目については、本通達に基づき取組を推進すること。

また、重点取組事項通達及びフィッシング等対策通達において示達している取組のうち、総合対策 2.0 に盛り込まれていないものについても、引き続き取組を推進すること。

なお、広報・啓発の取組については、「「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」を踏まえた広報・啓発について（通達）」（令和7年4月22日付け警察庁丁生企発第262号ほか）において示達されているとおり取組を推進すること。

2 既存の通達に基づいて推進する取組

総合対策 2.0 において取り組むこととされている以下の各項目に関して、これまで当庁から示達してきた以下の関係通達に基づき、取組を推進すること。

(1) 「犯行に利用された預貯金口座の凍結等」（1(1)ア(エ)関係）

ア 「金融機関に対する犯罪利用預金口座等に係る凍結検討依頼及び凍結口座名義人リスト等の運用について」（令和6年12月4日付け警察庁丁組二発第441号ほか）に基づき、取組を推進すること。

イ 「金融機関との一層の連携強化による捜査・被害拡大防止の推進について（通達）」（令和7年4月3日付け警察庁丁組二発第126号）に基づき、金融機関と協定を結んでいる都道府県警察にあつては、同通達の2「留意事項」や個別の協定の内容に沿って、取組を推進すること。

(2) 「「インターネット・ホットラインセンター」等の効果的な運用」（1(1)イ(ア)①関係）

ア 「インターネット上の違法情報・有害情報の排除総合対策の推進について（通達）」（令和4年4月1日付け警察庁丙サ企発第7号ほか）に示達のとおり、取組を推進すること。

イ 「犯罪の実行者の募集と疑われる情報への対策の推進について（通達）」（令和5年2月13日付け警察庁丁サ企発第14号ほか）に示達のとおり、取組を推進すること。

- (3) 「リプライ機能を活用した個別警告等の更なる高度化」(1(1)イ(ア)②関係)
ア 「犯罪の実行者の募集と疑われる情報への対策の推進について(通達)」(令和5年2月13日付け警察庁丁サ企発第14号ほか)の2「削除依頼及び返信機能等による個別警告の積極的な実施」に示達のとおり、取組を推進すること。
イ 重点取組事項通達の別添中2(1)「犯罪実行者募集情報に関する情報収集、警告・削除、取締り等の推進」に示達のとおり、取組を推進すること。
- (4) 「犯罪グループの人的基盤となり得る非行集団等への対策」(1(1)イ(エ)関係)
「少年非行情勢の変容を踏まえた非行集団等に対する実態把握及び対策の強化について(通達)」(令和7年2月18日付け警察庁丙人少発第114号)に示達のとおり、取組を推進すること。
- (5) 「犯罪実行者募集情報に応募した者等の保護等」(1(1)イ(オ)関係)
「犯罪実行者募集情報に応募した者等から保護等の相談を受けた場合の対応及びその報告について(通達)」(令和7年2月5日付け警察庁丁生企発第54号ほか)に示達のとおり、取組を推進すること。
- (6) 「金融機関と連携した被害の未然防止」(1(4)ア(ア)関係)
ア 重点取組事項通達の別添中1(5)ア「金融機関」に示達のとおり、取組を推進すること。
イ 「金融機関からの通報に対する適切な対応について」(令和6年3月19日付け警察庁丁生企発158号ほか)に示達のとおり、取組を推進すること。
- (7) 「インターネットバンキングに係る対策の強化」(1(4)ア(イ)関係)
重点取組事項通達の別添中1(5)ア「金融機関」に示達のとおり、取組を推進すること。
- (8) 「預金取扱金融機関におけるモニタリングの強化」(1(4)ア(ウ)関係)
ア 重点取組事項通達の別添中1(5)ア「金融機関」及び3(3)ア「取引モニタリングに関する金融機関との連携、口座凍結の実施」に示達のとおり、取組を推進すること。
イ 「金融機関との一層の連携強化による捜査・被害拡大防止の推進について(通達)」(令和7年4月3日付け警察庁丁組二発第126号)に基づき、金融機関と協定を結んでいる都道府県警察にあつては、同通達の2「留意事項」や個別の協定の内容に沿って、取組を推進すること。
- (9) 「暗号資産交換業者への不正送金防止の更なる推進」(1(4)ア(オ)関係)
ア 重点取組事項通達の別添中3(3)イ「暗号資産交換業者への不正送金の防止」に示達のとおり、取組を推進すること。
イ フィッシング等対策通達の第3、2(1)「口座凍結及び送金停止等対策」に示達のとおり、取組を推進すること。
ウ 「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要

請について(通達)」(令和6年2月6日付け警察庁丁サ企発第20号ほか)に示達のとおり、取組を推進すること。

(10) 「コンビニエンスストア等と連携した被害の未然防止」(1(4)ア(キ)関係)

ア 重点取組事項通達の別添中1(5)ウ「コンビニエンスストア」に示達のとおり、取組を推進すること。

イ 「コンビニエンスストアとの連携強化による地域防犯力向上のための取組の推進について(通達)」(令和6年9月17日付け警察庁丁生企発第507号)に示達のとおり、取組を推進すること。

(11) 「組織的詐欺や強盗等の実行犯に対する適正な科刑の実現に向けた取組の推進」(1(5)ウ関係)

重点取組事項通達の別添中4(1)エ「適正な科刑の実現に向けた取組の推進」に示達のとおり、取組を推進すること。

(12) 「匿名・流動型犯罪グループの存在を見据えた取締りと実態解明の推進」(1(5)オ関係)

ア 重点取組事項通達の別添中4「犯罪者を逃がさない」ための対策」に示達のとおり、取組みを推進すること。

イ 「匿名・流動型犯罪グループに係る総合対策の推進について(依命通達)」(令和6年8月5日付け警察庁乙刑発第6号)に示達のとおり、各都道府県警察の取締り体制も踏まえ、取組を推進すること。

ウ 「匿名・流動型犯罪グループの取締りターゲットの指定及び戦略的取締り等の推進について(通達)」(令和6年12月11日付け警察庁丙組二発第18号)に示達のとおり、各都道府県警察の取締りターゲットの指定状況も踏まえ、取組を推進すること。

エ 「匿名・流動型犯罪グループ対策における重点取組対象事犯の指定及びその実態解明・取締り等の推進について(通達)」(令和6年12月11日付け警察庁丙組二発第17号ほか)に示達のとおり、各都道府県警察の重点取組対象事犯の指定状況も踏まえ、取組を推進すること。

(13) 「闇名簿対策等の推進」(2(1)ア(ア)関係)

ア 重点取組事項通達の別添中3(4)「闇名簿対策」に基づき、取組を推進すること。

イ 「悪質な名簿業者等把握時の個人情報保護委員会への情報提供について(通達)」(令和6年2月14日付け警察庁丁組二発第25号)に示達のとおり、取組を推進すること。

(14) 「犯行に利用される電話番号への対策」(2(1)ア(イ)関係)

ア 重点取組事項通達の別添中1(2)ア(イ)「携帯電話の不正利用防止対策等の推進」に示達のとおり、取組を推進すること。

イ 「特殊詐欺に係る警告電話の継続実施について(通達)」(令和6年4月24日付け警察庁丁組二発第154号)に示達のとおり、取組を推進すること。

と。

- (15) 「詐欺電話を遮断するサービスに係る支援措置等」(2(2)ア(イ)関係)
「公益財団法人全国防犯協会連合会の優良防犯電話の普及事業実施に伴う協力について(依頼)」(令和7年4月4日付け警察庁生活安全局生活安全企画課長ほか)を参照すること。
- (16) 「押収名簿を活用した注意喚起」(2(3)ア関係)
「捜査の過程で押収した名簿を活用した被害予防対策の実施について(通達)」(令和6年7月10日付け警察庁丁生企発第392号ほか)に示達のとおり、取組を推進すること。
- (17) 「携帯電話を使用しながらATMを利用する者への注意喚起の推進」(2(4)ア(ア)関係)
重点取組事項通達の別添中1(5)ア「金融機関」に示達のとおり、取組を推進すること。
- (18) 「不動産業者等と連携した空き家等の不正な利用の防止」(2(4)ア(イ)関係)
ア 重点取組事項通達の別添中1(5)オ「不動産業者」に示達のとおり、取組を推進すること。
イ 「特殊詐欺、不正薬物の密輸等に悪用される空き家(空き部屋)対策の推進について(通達)」(令和6年2月21日付け警察庁丁組二発第43号)に示達のとおり、取組を推進すること。
- (19) 「宅配事業者における被害防止の推進」(2(4)ア(ウ)関係)
重点取組事項通達の別添中1(5)エ「宅配事業者等」に示達のとおり、取組を推進すること。
- (20) 「フィッシングサイトの更なる閉鎖促進」(3(1)ア関係)
ア 「サイバー防犯ボランティアの拡大・活性化について(通達)」(令和4年10月4日付け警察庁丁サ企発第93号)に示達のとおり、取組を推進すること。
イ フィッシング等対策通達の第3、2(2)「フィッシングサイトにアクセスさせないための方策」に示達のとおり、取組を推進すること。
ウ 「フィッシング対策の強化に関する関係機関への要請について(通達)」(令和7年1月9日付け警察庁丁サ企発第200号)に示達のとおり、取組を推進すること。
- (21) 「フィッシングサイトに係る情報の収集・分析及び提供による対策」(3(1)イ関係)
ア フィッシング等対策通達の第4、4「フィッシングサイトの無害化」に示達のとおり、取組を推進すること。
イ 「海外の偽サイト等に係るURL情報の報告について(通達)」(令和4年4月1日付け警察庁丁サ企発第11号ほか)に示達のとおり、取組を推進すること。

(22) 「E C加盟店等との情報連携」(3 (3) ア(ア)関係)

「国際ブランドに対する不正クレジットカード番号の提供による被害拡大防止について(通達)」(令和6年12月19日付け警察庁丁サ企発第198号ほか)に示達のとおり、取組を推進すること。

(23) 「防犯カメラの設置に係る支援」(4 (5) ア関係)

「防犯カメラの設置の推進について(通達)」(令和7年4月16日付け警察庁丁生企発第250号)に示達のとおり、取組を推進すること。

3 関係通達において示達されていない項目に係る取組

総合対策2.0において取り組むこととされている項目のうち関係通達により取組の推進に係る指示事項が示達されていないものについては、以下により取組を推進すること。

(1) 「投資詐欺サイトへの対策」(1 (2) ウ関係)

「総合対策において、投資詐欺サイトについて、閲覧者への注意喚起等を実施してきたところ、依然として、投資詐欺サイトを入口とした被害が認められることから、引き続き、注意喚起を実施していくとともに、フィルタリング機能を活用した海外の詐欺サイトの閲覧防止や、国内の詐欺サイトの確実な削除を推進する。」とされているところ、今後通達を発出する予定である。

(2) 「金融商品取引法上の無登録業者への対策等」(1 (2) エ関係)

「金融庁や消費者庁が収集した無登録業者に関する情報を活用し、必要な取締りを推進する。」とされているところ、警察庁に提供される金融庁や消費者庁が収集した無登録業者に関する情報を警察庁において精査し、適宜、都道府県警察に送付することから、当該情報を受理した都道府県警察は、必要な取締りを推進すること。

(3) 「送信ドメイン認証技術(DMARC等)への更なる対応促進」(2 (2) イ(イ)関係)

フィッシング等対策通達の第3、2(2)「フィッシングサイトにアクセスさせないための方策」及び「フィッシング対策の強化に関する関係機関への要請について(通達)」(令和7年1月9日付け警察庁丁サ企発第200号)において示達のとおり実施することのほか、各種機会を捉え、各メール送信側事業者等における同技術の導入状況を確認するとともに、対策が遅れている事業者等に対してその導入を促進し、既に導入している事業者等に対しても、なりすましメールの受信拒否を要求するポリシー(Reject)での運用を検討するよう働き掛けを実施すること。

(4) 「パスキーの普及促進」(3 (2) イ(イ)関係)

フィッシング等対策通達の第3、2(2)「フィッシングサイトにアクセスさせないための方策」において示達のとおり実施することのほか、関係事業者が参加する各種講演会等の機会を捉え、パスキーの有用性について説明

を行うなど、その普及に向けた働き掛けを実施すること。

- (5) 「踏み台とされている家庭用インターネット通信機器の実態把握及び対策」(3(3)イ(ア)関係)

フィッシング等対策通達の第2、2(3)ウ「レジデンシャルプロキシに対する取締り」に示達のとおり実施することのほか、踏み台として利用されている機器の実態解明に向けた解析等を推進すること。

- (6) 「上位被疑者の検挙を見据えた捜査の推進」(3(5)カ関係)

フィッシング等対策通達の第2「取締りにおける推進事項」に示達のとおり実施することのほか、サイバー特別捜査部による事案横断的・俯瞰的で高度な分析を見据えて、捜査等によって把握した情報を積極的に報告するなど、情報集約を推進すること。